

令和7年度から

裁判所職員採用試験

(裁判所事務官、院卒者区分・

大卒程度区分)の専門試験が

変わります!

もっと
受験しやすく!

裁判所
ナビゲーター
さいたん



Point

一般職

①「憲法」の出題形式

「記述式」がなくなります!



一般職(大卒程度区分)
の「憲法」はすべて
多肢選択式になるよ!

※総合職はこれまで同様
記述式があります。

総合職
一般職

②専門試験(多肢選択式)の「憲法」「民法」の出題数

「憲法」7題→10題、「民法」13題→10題に!

これまで勉強してきたこと
はそのまま生かせるんだね。

総合職
一般職

③専門試験(多肢選択式)の選択科目(10題)

「刑法」「経済理論」に加え「行政法」が選択可能に!



得意を生かして
受験できるね!

Before (令和6年度まで)

科目		出題数
必須	憲法	7
	民法	13
選択	刑法	10
	経済理論	10
合計		30



After (令和7年度から)

科目		出題数
必須	憲法	10
	民法	10
選択	刑法	10
	経済理論	10
	行政法	10
合計		30

採用試験に関する情報は、
裁判所ウェブサイトでご確認ください。

裁判所職員採用試験

検索

